



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社 加藤製作所  
代 表 者 名 代表取締役社長  
加藤 公康  
コード番号 6390 東証第一部  
問 合 せ 先 取締役総務人事部長  
工藤 和博  
TEL (03) 3458-1121

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月29日開催予定の第112回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役に有用な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります。なお、第27条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案 第27条および第35条)
- (2) 補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう、規定を新設するものであります。(変更案 第29条)
- (3) 上記の他、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新 設)	第4章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第27条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>第28条～第32条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり) 第5章 監査役および監査役会 <u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p> <p>第29条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第30条～第34条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 23 年 6 月 29 日 (水) 予定

定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 29 日 (水) 予定

以 上